

鳥取県手話言語条例



～手話を心の架け橋に～

「鳥取県手話言語条例」制定の目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もって、ろう者とろう者以外が共生することのできる地域社会を実現することを目的としています。



全国から集まったろう者の方々と条例成立の喜びを分かち合う平井伸治知事
(平成25年9月本議会)

「鳥取県手話言語条例」の理念

- 手話は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現するものであること
- ろう者は手話を音声言語の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っていること
- 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であること
- 手話は、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであること

「県、市町村及び学校の責務」と「条例施行に伴う取組例」

【学校で】

- ◎ろう児が手話を学び、手話で学習するための取り組みを進めます。
- ◎すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくります。

【県・市町村で】

- ◎手話による情報発信を進めます。
- ◎職員が手話を学習する取組を進めます。



知事定例記者会見の手話通訳者を配置しています。

また、手話通訳者がテレビ電話の画面越しに通訳をするサービスを県庁総合受付やJR主要駅、バスターミナルなどの窓口を設置しています。



鳥取聾学校中学部・高等部合同劇を元に作成した手話言語条例学習教材「AKASHI～証～」をすべての小中学校に配布する予定としていますので、御活用ください。

※ 手話言語条例については障がい福祉課ホームページに掲載されています。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/220879.htm>